

「令和7（2025）年度私費外国人留学生入試」出願要件の追加について

令和6年9月24日
弘前大学学務部入試課

令和7（2025）年度私費外国人留学生入試の出願要件について、以下のように追加します。

なお、冊子で発行済みの入学者選抜要項及び学生募集要項（私費外国人留学生入試）には、本内容を反映していませんので、ご注意ください。（弘前大学入試情報ホームページに掲載している選抜要項及び募集要項については、今回の変更を反映したものを掲載しております。）

記

■追加する出願要件

- ・国際的な評価団体 COBIS から教育活動等に係る認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者及び令和7年3月31日までに修了見込みの者

■追加する出願要件にかかる修正箇所

『令和7（2025）年度入学者選抜要項』

- ・P51「Ⅲ. 私費外国人留学生入試」2. 出願要件

『令和7（2025）年度学生募集要項（私費外国人留学生入試）』

- ・P3、4「**3** 出願要件」

【出願要件の改正点】（修正赤字）

入学を志願できる者は、次の(1)、(2)、(3)及び(4)の全てに該当する者に限ります。

- (1) 日本の国籍を有しない者で、出入国管理及び難民認定法の規定により、大学入学に支障のない在留資格を有する者又は取得できる見込みの者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ①～⑤（省略）

改正前

- ⑥ 国際的な評価団体（WASC, CIS, ACSI, NEASC, Cogna）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者及び令和7年3月31日までに修了見込みの者（CISの旧名称である ECIS の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者も含む）

改正後

- ⑥ 国際的な評価団体（WASC, CIS, ACSI, NEASC, Cogna, **COBIS**）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者及び令和7年3月31日までに修了見込みの者（CISの旧名称である ECIS の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者も含む）

（以下、省略）